

○2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

大変、長時間になりました、傍聴の方も耳を傾けてくださっておりますので、私も簡潔明瞭に質問をしていきたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いたします。

まず、はじめに学校と特別支援教育について、お尋ねいたします。

未来の笛吹市を担う子どもたちが学ぶ小中学校の施設が、より安全で安心して、よりよい環境で学べるように、学校施設および設備の改修が予定されております。学校や児童生徒を取り巻く環境は施設設備課題のみならず、経済情勢の影響による家庭や保護者の状況の変化、特別支援教育を必要とする子どもの増加など、現代的な諸課題も顕著となっております。

こうした中で、笛吹市教育ビジョンに基づいた施策が展開されているものと理解しておりますが、学校全般にわたり現状の学校現場で抱える施設設備の課題、保護者や地域住民が学校教育に参画し、成長を支え合って充実を図ろうとする取り組み、特別支援教育の今後の方向性など、5年後、10年後を見据えながら早急に取り組んでいかなければならない問題について、伺います。

まず、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する特別支援教育について。

特別支援学校が大規模化してきており、特別支援学級の設置も増加している中で、学校現場もそれぞれ精一杯、取り組んでいるものと思っております。山梨県が、このたび特別支援教育プラン策定に向けた審議会を設置いたしました。こうしたプランの策定の場に、もっと現場の実態をぶつけていく必要があるかと思っております。特別支援学級の充実を図ることは、特に甲府・峡東圏域の障がいのある児童生徒の就学環境を改善していくためにも、施設設備はもちろんのこと、特別支援学校、また教員の配置を抜本的に考えなければならない状況にあると感じております。この点について、教育委員会の見解をお伺いたします。

次に学校施設の改修・補修などを計画的に、平成22年度においても行う予定となっておりますが、設計の段階で想定していなかったものの利用している中で、改善の必要があるといった状況も少なくありません。本日の一般質問の中でもございましたが、特に石和中学校の問題に限らず、現在の市内の小中学校を訪問してみますと、日照条件、あるいは備品の取り扱い、設計の段階から、もうちょっと配慮があれば、改善する必要もなかっただろうなというものも目につくようになってきました。

こうした教育施設・設備の環境も、また教育に携わる教職員も疲弊しきってしまっただけからでは、教育ビジョンに掲げる理念の実現も困難であると考えます。時流適応というキーワードを、まさに次代を担う子どもたちの就学環境の整備に当てはめて、対応していったほしいと考えますが、ご所見をお伺いたします。

次に、学校は、保護者が子どもを通わせていけば、それでよいというものではなく、学校や教員との連携が不可欠であり、保護者の協力のもとで、学校の安全・安心の創出、維持、見守りの効果も期待されます。この点について、市内小中学校での安心パトロールのような取り組みの状況がどのようになっているか、お伺いたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

答弁を、山田教育長。

○教育長（山田武人君）

志村直毅議員の一般質問にお答えいたします。

まず、特別支援学校および教員の配置についてですが、特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものであります。

ご質問にもありますとおり、特別支援学級の施設・設備、教員の配置について考えていただくことは、本市においても望むところでございます。

小中学校の特別支援学級は、障がいが比較的軽い児童生徒を対象にし、県により設置されるものでありますが、最近、一般的には特別支援学校に通う重い障がいを持った児童生徒でも、地域の普通学校に通わせたいと希望する保護者が増えており、地域の学校に入学するケースが増えております。このことから、支援が必要な児童生徒の就学環境の充実には、大きな課題となるところでございます。

特別支援学級は、普通学校の中に開設されるものですから、重度の障がいを持った児童生徒に対しては当然、施設面で充実しているものではなく、専門的な教員が配置されるものではありません。そのため、保護者の希望により、比較的重い障がいを抱えた児童生徒を受け入れた場合、人的にも施設の的にも十分な支援ができない場合があります。その点につきましては、保護者に十分説明し、納得していただいた上で入学していただいているのが現状です。

市といたしましては、十分な就学環境を整備したいと考えますが、市独自では賄いきれない現状があります。特に専門的な職員の配置については、市だけではどうにもならないことであります。予算面、施設面、専門的な教員の配置などについても、ぜひ県の協力を仰ぎたいと以前よりお願いしているところであります。

特別支援学校につきましても、昨今の支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、学校数を増やしていただければありがたいのですが、これは県の事業となりますので、市としては要望をしていくしか、仕方がありません。

生まれ育った地域で子どもを育てたいという保護者の要望を理解していただき、特別支援学校の分校のようなものを地域に設置してくれるよう、お願いしております。

ぜひ、市議の皆さまにも以上のことを理解していただく中で、特別支援教育の充実に向けて、県に働きかけていただくなど、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に就学環境の整備について、お答えいたします。

学校施設を計画的に整備していくことは、笛吹市の未来を担う子どもたちが充実した学校生活を過ごす上で、重要なことと感じております。

本市の小中学校19校のうち13校は築30年以上が経過しており、経年劣化による修繕箇所や、この間の生活スタイルの変化に追いつかない学校施設環境など、いくつかの課題も目についてきました。

本年度は、国の補助金・交付金を有効的に活用しながら、一宮学校給食センター建設、学校トイレの改修、石和南小・東小の外壁エコ改修、各学校の体育器具の補修などを実施

しており、また来年度は一宮中学校の耐震補強、大規模改修などを予定しているところでございます。

施設を整備する段階では、予測できない構造上の問題やライフスタイルの変化などにより、不便さが目につく施設もございますので、子どもたちが安全な施設で安心して学ぶことができるよう、財源や優先順位など検討する中で、必要とされる教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に市内小中学校の安心パトロールについて、お答えをいたします。

芦川小学校を除く13の小学校で、安全パトロール、登下校見守りボランティアなどと呼ばれる地域のボランティア団体が存在しております。約700名が登録されており、低学年の児童が登下校するときの付き添いをはじめ、登下校時の安全指導や巡回パトロールなどを行っております。さらに市には3人のスクールガードリーダーがおり、各校への安全指導を行うとともに青パトとの連携を図りながら、地域巡回パトロールや通学路の安全点検を行っております。

また、学校や地域より通報のあった不審者情報等につきましては、速やかに笛吹警察署および笛吹警察署スクールサポーターへ連絡するとともに、市内全小中学校へ正確な情報提供と適切な指導を行い、併せて防災無線を使って地域住民にも注意を呼びかけ、地域ぐるみ連携しながら学校の安全・安心に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ただいま、ご答弁いただきました内容について、再質問をさせていただきます。

まず特別支援の関係でございますが、こちらについては、いろいろと内容も、また今後の動向も非常に注目していかなければならない状況になってきていると思っております。

先に学校関係の改修・補修等の部分で、まずお聞きをしておきたいと思いますが、政権交代が行われまして、経済対策等々が昨年度からずっと続いてくる中で、学校の施設整備についても、さまざまな補助金・交付金事業があったわけですが、また、その間に政権交代があったということで、学校関係の施設の改修・補修等について、まず予算執行していく中で、この平成22年に繰り越しているものもありますけれども、影響があったのかどうか。この点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

仲澤教育部長。

○教育部長（仲澤和朗君）

志村議員の施設面に関する、政権交代に関する影響ということでございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、平成21年度からの繰越事業、また今年度の事業として、施設の整備につきましては、たくさんの事業を今年度、計画しております。

地域活性化の公共投資臨時交付金や、きめ細かな臨時交付金を活用いたしました事業といたしましては、小中学校に太陽光発電の設置、また春日居中学校の武道館の建設、さらには小中学校のトイレ等の改修、また石和南小学校、石和東小学校等のエコ改修といたしまして、外壁等々の工事も計画しております。

その中で、今、ご質問にございましたように、政権交代に対する影響でございますけども、現状につきましては補助事業等の見直し、また交付金の縮小についての影響は、現状につきましては影響がなく、執行できる見込みとなっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

影響が当面ないということで安心しておりますが、こういったものを活用して、さまざまな改修を図っていくというようなことでないと、実態としてはどこの地方自治体においても、こういった大きな施設、老朽化が多く進んでいるものに対しての手当をしていくことが難しいというような状況にあるというふうに認識しております。

そういう中で、特別支援の、例えば肢体不自由、そういったお子さんが学校へ、通常の学級へ通いたいというようなときには、こうした交付金を活用した施設改修というときに、非常に有効に活用できるのかなというふうに思います。そういった意味でまた、これから特別支援を必要な児童が、あるいは生徒が増えていくということも十分に予想がされ、また一方で築30年以上の学校が13校あるということですから、これは石和中学校のバッテリー方式を挙げるまでもなく、いずれこうしたものの更新の時期が、あるいは長寿命化を図っていかなければならないというようなことが、もう容易に想定できると思います。

そうした中で、施設のできる範囲での改修を図っていくという意味で、これからどんな児童生徒が入学してくるのかということも、十分また、事前に想定をしながらやっていかなければならないということで、平成22年度における市内19校への特別支援学級、これがどのくらい設置されているか。それから続けて、特別支援学級に在籍する児童生徒がどのくらいなのかと、この点についてお伺いできればと思います。

○議長（上野稔君）

仲澤教育部長。

○教育部長（仲澤和朗君）

平成22年度におけます特別支援学級の設置数でございますけども、小学校には23学級、それから中学校には12学級、計35学級が設置されております。21年度からいたしますと、4学級ほど増えておる状況でございます。

また、特別支援学級に在籍しています児童生徒の人数でございますけども、22年度で在籍しています児童生徒数は107名ということで、やはり平成21年度よりも11名ほど、増加しております。10人以上でございます。

なお、施設の改修等につきましては、先ほど答弁を申し上げましたように、すべての児童生徒のために、すべてを改修するというわけにはいきませんが、通学する児童生徒の実情に合った施設の改修ということにつきましても、必要と思われる場合につきましては、改修していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

施設、本当にすべて、改修していくということは困難ということも十分、承知しており

ます。そういう中で、また必要に応じて取り組まなければならないというような状況も予想されます。そういう意味では、学校現場がどうなっているかというようなことを、保護者も、これまで以上に關心を持って、学校の、例えば学校ボランティアというようなものに関わる、そういう中で学校の状況を粒さに見ていただくと、こういうことも必要不可欠なのかなというふうに思っております。

保護者や地域の方々が、学校に関わって連携を深めていくといことは教育ビジョンにも謳ってありますし、また、この考え方は共に生きる、支え合うという意味でも、また、これから人口減少、少子高齢社会ですから、地域コミュニティの中で、PTAというものも、これまで以上の役割が求められるのではないかと。あるいは、担い得るのではないかとというふうに思います。この点については、新しい公共というような形でも、PTAに対しても、そういった役割も期待されているのかなと思います。そういう意味で、石和北小学校で、保護者の方が、これは全員ですね。1年間、スケジュールを組んで、2人1組で学校内の見守り、パトロールをしていらっしゃるということで、大変なご苦労だと思うわけですが、なんらかの形で、ほかにも読み聞かせのボランティアですとか、こういったものも活用しながら、本当に保護者の方々がもっと、学校に目を向けていただくというような機会を創出していく必要があるなど痛感しています。

そういう中で、特別支援教育については、山田教育長によくお話をお聞きしますと、お口にされるお言葉で、インクルシブ教育というようなことがありますけども、これは特別支援教育とインクルシブ教育というのは、どうも考え方が少し異なるということで、インクルシブについては、障がいの種類と程度によって、学ぶ場所を限定しないと。特別支援学校、あるいは通常学校というふうに分けないんだと。それから通常学級で学ぶ障がいを持つ児童生徒に対しても合理的な配慮を提供すると。この大きく、2つの理念があるというふうに言われています。場所の問題に小さくまとめるというわけではないんですけども、これは答弁の中にもありましたように、あるいは県の喫緊の、今の対応として、支援学校の分室を県で設置をしていただいて、専門の免状を持つ教員も、県のほうから配置をしていただいて、通常の学級で学ぶ児童生徒と同じ屋根の下で教員もスキルアップしていく、児童も地域の子どもと一緒に学校に通えるというような場も、これから、そのインクルシブを視野に入れながら、統合というような、将来的な課題はあるにしても、これからそういったことに、また一步、進めていく必要もあるのかなと思いますので、私もこの点は、県のほうにも大いに要望していきたいと思っておりますけども、教育長のご所見をお伺いして、1問目の質問とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

山田教育長。

○教育長（山田武人君）

私も10年ほど前、教育事務所にいたときに、今と同じような意見を、特別支援学校へ行く生徒が地域の学校へ来たときには、やはり専門の先生を、特別支援の、県立の先生をこちらに来ていただいて、その中で指導を行い、みんなでみていくというような形にしたらどうですかということを言った覚えがありますが、そのときにはほとんど相手にされませんでした。県立の学校の先生と、市町村に行く先生とは違うんだよと。そちらの先生がこちらへ来ることはできないですよということを言われましたけども、ここで、議

会の中で、そういう考え方、ご質問が出たということは私も非常に意を強くしますし、点から線になり、やがて面になっていくのではないかとこのように思っています。

今までは、特別支援学校に入った子は県でみます。でも市町村へ入った子たちは、市町村の教育委員会が就学、入学を認めたわけだから、市町村の教育委員会でなんとかしなさいと、そういうような考え方でしたけど、今はもう、そういうわけにはいかない。先ほど言いましたけども、文科省の前の鈴木副大臣ですけども、特別支援学校とインクルシブ教育の目指す方向は同じだというような答弁をしていたようですけども、それがどの程度同じか、よく分かりませんが、やはり障がいの程度によって学ぶところを分けるということはおかしいのではないかと、そういう考えの方も非常に多くなってきております。

ですから、今までの特別支援教育の考え方を変えて、やはり地域の学校へ、分校というのは、例えば、何々小学校へそういう子が入ったときには、そこを分校にして、そして県からも専門の先生を配置していただいて、そして施設名を直すときにも、市でも県でも一緒になって、そこを直して行って、その子を育てていきたいと思います、というような形にしていきたいという思いが、この議会の中で言えるなんてことは、非常に、今までは考えられなかったことですが、ぜひ、この場で発言をさせていただき、志村議員からの発言を受けた中で、これで意を強くして、これからは都市教育長会議とか、いろいろな中で発言をして、その実現に向かって、なんとかしていきたいなと思っておりますので、ぜひ皆さん方の後押しもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

教育長の大変、力強いご答弁をお聞きすることができ、うれしく思っております。

それでは、2問目に入ります。

生態系に配慮した森林整備と鳥獣被害対策について、お尋ねいたします。

1万1,832ヘクタールという、本市の面積の58.6%を占める笛吹市の森林は、市民生活はもとより生息する動植物にも、自然の豊かな環境を提供しております。長年続けてきた、国が主導した造林事業が社会情勢の変化もあり、林業の衰退、木材利用のニーズも外材に圧倒され低下、針葉樹を中心とした人工林に手を入れることが、非常に困難な状況となっております。その結果、動植物の生態系にも影響を与え、奥山で暮らしていた動物が食料を求めて、里山から平地へと表れるようになり、有害鳥獣として駆除される状況を生んでおります。

生態系に配慮した森林整備の状況について、以下、お伺いいたします。

まず、平成19年度から創設した笛吹市森林総合整備事業について、これまでの整備実績がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に天然林が減少する中で、伐期を迎えた人工林への対応が迫られております。さまざまな方法があるわけですが、1つの方法として、自然林化をすることが生態系の回復にも有効であると考えられております。こうした取り組みが、本市においてもなされているのでしょうか。この点について、お聞かせください。

次に増加する鳥獣被害は農業者、市民生活それぞれに影響が懸念されるわけですが、一

方で生態系の頂点にあるとされるクマ、これはツキノワグマでございます。この捕獲と処分は、慎重に行わなければならないとされております。県や農林業、また駆除にあたる猟友会などの関係機関、関係者との情報の共有、意思の疎通、またルールへの厳守といったことを徹底していくということが必要と考えますが、この点についてご所見をお伺いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

答弁を、豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

志村直毅議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹市森林総合整備事業の整備実績についてですが、笛吹市森林総合整備事業につきましては、国補一般造林事業において森林所有者の負担区分を市が負担することにより、民有林の適切な森林整備を促進することを目的に、平成19年度から開始いたしました。平成21年度までの実績は約20ヘクタールを整備し、また700メートルの簡易作業路の整備を行いました。

今後も森林の荒廃を防ぎ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、支援してまいります。

次に人工林への対応について、お答えいたします。

人工林への対応につきましては、笛吹市森林整備計画に基づき森林の多面的機能を総合的に発揮させるため、国補一般造林事業や森林総合整備事業を活用し、自然林化も含めた健全な森林資源の維持造成を推進します。

次に鳥獣被害の中のクマの捕獲と処分について、お答えします。

鳥獣被害の中のクマの捕獲と処分につきましては、山梨県森林環境部みどり自然課を事務局とする山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会において、ツキノワグマの保護管理体制と保護頭数制限が検討されております。その中でツキノワグマ保護管理指針により、県内の生息数は約400頭と推定され、人的被害の防止など住民の安全確保とクマの保護の両立を図り、年間捕獲頭数の上限を原則40頭としております。

地域の関係者のご理解のもとに、被害の及ぶおそれの少ない地域への放獣に努める等が示され、市としても猟友会と協力して対応しております。

ちなみに、平成21年度の捕獲頭数は御坂町において1頭、目撃情報についても一宮町において1例であります。平成22年度は春日居町において1例、目撃情報がございました。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ただいま、答弁いただきました内容について、再質問をさせていただきます。

まず森林総合整備事業、これは面積とすれば、20ヘクタールといいますと、非常に小さいという気もしないわけでもないですが、全体として民有林が多いという中で、市の行政として、この整備をどのようにしていくかという部分は、なかなかやりたくてもできないというような部分もあるのかなというふうに印象を持っております。まず、この森林整

備の整備計画に掲げている方向性を具現化していくために、どのような方策を講じられているのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（上野稔君）

豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

まず森林整備の基本的な考え方になろうかと思いますが、山地災害等の防止対策、それから森林の病虫害、野生鳥獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備および保全を図っていくのが、基本的な考えだと思っております。

そこで森林整備の推進方向になりますが、まず水と土の保全林ということで、災害に強い地域を形成し、また良質な水の安定供給を確保する観点から地形・地質等の条件を考慮した上で水源涵養、また山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進してまいりたいと思います。

それから併せて、森林と人との共生林ということになろうかと思いますが、間伐が遅れた人工林については、強度の間伐を行い、天然林の活用により針葉樹・広葉樹が混在する混合林へ誘導する。さらには野生動物等の生息域を確保し、生態系の維持にも配慮した森林の適切な保全を図ってまいりたい、このように考えております。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ただいま、簡潔に説明していただきました。森林整備の方向、具体的な方策として、さまざまな取り組みがあるということですが、これに加えて森林生態系の保全、あるいは景観の形成、こういったことも考えていかなければならないというふうに思っております。

そして、何より人工林資源の活用ということになるわけですが、やはり伐期を迎えた高齢級の人工林、ヒノキが笛吹市は多いというふうに聞いておりますが、こういったものをどのようにして間伐、あるいは主伐、そして利用の促進を図っていくのかというところが課題になってきていると思いますが、この点についてはどのようになっているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

主伐材の利用促進につきましては、今現在、笛吹市集約化推進計画を策定中であります。これについては、県に申請を行っている途中でございます。この集約化作業によります搬出間伐を推進するとともに、小規模間伐材の効率的と予想される生産方法にも取り組むということにより、木材の安定供給体制の構築を図る、これを目的としております。

県における集約化施業の推進にかかる基本指針としても、計画的・集約的な施業を実施することを目的に、高密度の作業路網の整備、高性能林業機械の活用、こういったことを推進することを目的としております。

内容としては、現地の状況に応じた林内路網や作業システムの構築により生産性の向上を目指す。あるいは、地形・地質に応じた路網の整備を図る、こういったものが主立った



内容となります。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

まったく、残念ながら外材に押されて、国産材を使っただけでないのは、コストの面もあるでしょうし、また実際に、どうしても安いものを使うということになってしまうということで、私も調べましたら、山梨県、1年間で、おおよそですが、16万立方メートルの木材の素材料としてですけれども、1年間に生産量があると。（注1）そして建築材料として、ニーズは18万ということですから、これは国産材、あるいは県内産の木材をもっと使えるのではないかなと思いましたが、そこまで主伐、あるいは間伐された木材が私たちの手元に届くまでには、いろいろなルートがありまして、そういう中で、実際には建築資材としては、手元に届く部分は、ほとんどないというような状況で、非常にそういう意味では、県内産の材木を使うと。県のほうではそういった、使った方に補助のメニューなんかもあるわけですが、こういったことを、あるいは今後、公共施設の整備等で、木造とは言いませんが、外壁ですとか内装ですとか、そういったところにも、できるだけ県産材を、あるいは市内の材木を使っただけというようなこともできると、本当にありがたいなというふうに思います。

そして、そういう中で、どうしても造林で進めてきた、そういった人工林が多い。しかも奥山にまで、そういったものが広がっていると。これはよかれと思ってやってきたことでありますから、なかなか、それを急にまた、材は50年、あるいは100年というふうに時間もかかりますから、転換できないというようなこともあるわけですが、そうしたことが動物、あるいは植物の生態系にも大きく影響を及ぼしてきてしまったと。つい先日も春日居地区で、クマの目撃情報があったということで、防災無線の放送もあったというふうに聞いております。そういう意味では、生態系をこれ以上、壊さないように、あるいは回復をしていくためにも、人工林を天然林化・自然林化というふうな形で、取り組みを進めていかなければなりません。

そこで、まずツキノワグマ、答弁にもありましたように、県で保護指針もつくってございまして、保護管理検討委員会、指針を策定したときには市長も検討委員のメンバーだったというふうに記録が残っております。今は担当課のほうで、入っていただいてやっていると思いますけれども、こういった猟期と有害鳥獣ということで駆除する場合と、また対応があるわけですが、ツキノワグマはできるだけ捕獲して、放獣するというような形で進めていっていただきたいということで、先般も山梨県知事に要望をしてきたところであります。この点について、捕獲放獣ということの考え方についての、市のほうの考え方と、それから規制の状況について教えていただければと思います。お願いします。

○議長（上野稔君）

豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

有害鳥獣の捕獲関係になりますが、これについてはすべて許可による捕獲になります。許可が出る鳥獣については、スズメ、ムクドリ、ハトの関係になりますが、特に山にいると思われる鳥獣については、野うさぎ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジ

カ、これ等については、すべて捕獲の許可が必要になります。この許可を出した団体や個人に対して、適切な処分を基本的には、すべてお願いしております。

山中で捕獲したものについては、現場での埋設および持ち出して解体処理ということになります。鳥などについては埋設、それから一般廃棄物としての処分も行っております。ただし、ツキノワグマにつきましては、地域の関係者の理解のもと、人的被害を含むものになります。被害が少ないと思われる地域への放獣に努めております。しかし、地域につき人的被害につながりかねない個体や放獣するには危険な状況などの場合については、許可権者判断により処分する場合がございます。そのほか許可により、かけられた罠等によって錯誤捕獲、許可が出ていないほかのものが捕まった場合ですね、この場合については現地および現地に近い山等に放獣しております。また狩猟をした場合については、これは捕獲した個人により、処分がなされております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ツキノワグマというのは、私も笛吹市には森林が多いといいましても、御坂あるいは芦川、こういったところが非常に面積的にもありますので、そちらのほうで、過去には目撃情報なり、先ほどもありましたように捕獲されたというようなこともあったかと思いましたが、春日居のほうで見られたというのは、きっとその前に、甲府のほうで出たクマが移動してきたのかなというふうにも感じておまして、やはり移動能力が高いということもあって、どうしても今は、ハンターの方が減っているということもありますけども、罠ですとか檻ですとか、こういったもので捕獲をするという傾向が、頻度が高くなっているというふうにも聞いております。

そうは言いましても、ツキノワグマがニホンオオカミのように絶滅してしまうと、生態系が崩れていってしまうことは明らかですので、やはり保全という方向で進んでいかなければならないだろうと思います。そういう意味では捕獲の抑制、それからツキノワグマの繁殖を担保していくということが必要なのかなと思います。そうはいっても、繁殖を担保するということは、なかなか人間のできる所業ではありませんので、捕獲の抑制ということになりますと、やはり平成9年から13年、一時期、禁止をしていた時期もあったわけですけども、やはり、その後、狩猟での捕獲もできるようになりまして、そして有害鳥獣としての捕獲がされると、こういった目撃情報も多ければ、そういう機会も増えてくるということで、これは原因としては、とにかく奥山のエサ不足、そして里山という緩衝地帯がなくなってきたしまっているというようなことで、どんどん住宅地のほうにも出て行ってしまう。そして何より、桃・ブドウ日本一の笛吹市としては、ツキノワグマ、クマは桃がどうも好きだというようなこともデータで出ているようですから、人間の食べた食べ残しとか、そういった果樹等についても、これから影響が出てこないかと、非常に心配もしております。

そういう意味では、錯誤の捕獲も含めて、できるだけ、そういった事態にならないようにしていくということを考えていただければならないわけですけども、現実的にできる課題として、この檻、罠、こういったものの使用、これについての方法とルールを再度、

徹底していただくということと、それからお聞きしましたら、最新式の箱檻ですと、これはイノシシが入ったら出られないわけですが、クマだと上から出られるということで、そういった檻を増やしていく。あるいは、そういった檻を使いたいという方に、サポートをしていくということも必要かなと思います。

いずれにしても、考え方としましては、今年10月に生物多様性条約の締約国会議が、COP10というのが名古屋でも行われますけども、この時期にこうした国際会議が行われるというときでもありますし、ツキノワグマ、絶滅の危険に晒されている状況を保全へと転換していくというようなことも取り組みとして、これは県のほうでやっていただくわけですが、そういったことを踏まえて、市でも有害鳥獣、また捕獲、こういったことに対する考え方を、これまでもきっと、そういった観点でやってきていただいていると思いますけども、進めていっていただきたいと思っております。

そして最後に、住民参加による森林の整備というのも森林整備計画にあるわけですが、間伐の1つの方法としまして、皮むき間伐というものがあります。木の幹の周囲をぐるぐると刃を入れまして、あとは手で引っ張ると、要するに樹液が、幹のまわりの、皮の下を流れますから、その皮を剥いでしまうことによって、立ち枯れをさせるということでありまして、切り捨て間伐で、あと手が入られないというような状況もあるわけですが、立ち枯れをさせるということになりますと、1年、2年、時間がかかって枯れていくと。そうすると人工林、だいぶ薄暗い中にも光が入ってくる。そういう中で、下から草木も生えてくるということで、自然林化が進んでいくというような考え方もあるようです。こうしたこともまた、普及啓発をしていただいて、森林整備に取り組んでいただけたらと思っております。

学校教育現場でも森林関係の体験作業、講話といったものもぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますし、生態系に配慮した本市の森林整備に期待をいたしまして、また、この点について、ご所見があればお伺いして終わりたいと思っております。

○議長（上野稔君）

豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

森林と人との共生林ということ、大前提に進めてまいりたいと思っております。間伐が遅れた人工林についての間伐を行うことによって、天然力の活用による自然林、そのことから野生動物等の生息域を確保、また生態系の維持にも配慮した森林の適切な保全、これを図ることを基本的な考えのもとに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上野稔君）

山田教育長。

○教育長（山田武人君）

この前の植樹祭のときにも、みどりの少年隊が見えましたけども、交代でみどりの少年隊のあれを受けながら、そういう指導もしておりますし、普段の授業の中でも、そういうふうなことについては、理科なり社会なり、総合的な学習の中でやっておりますので、その方針は十分に学校に伝わっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（上野稔君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

笛吹市の大きな財産であります、この森林資源をこれからも子々孫々にわたって、私たちも大切に引き渡していけるように取り組んでいくことを私もお約束しまして、一般質問とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

12番、龍澤敦君。

○12番議員（龍澤敦君）

笛政クラブの龍澤でございます。

今の志村議員の生態系の問題について、質問したいと思います。私も今の話の中で、専門分野でございますので、お願いかたがた、質問をさせていただきたいと思います。皆さん、お疲れでございますので、2、3分の間だけ我慢をしていただきたいと思います。お聞きします。

今、部長のほうから話がありましたとおり、山梨県のクマの頭数は現在400頭ぐらいいると。その中で、毎年40頭ぐらいを捕獲してよろしいという許可が下りているわけでございますけれども、とても40頭なんて獲れないんですけども、当然その中には有害駆除にかかったのも入れて40頭ということでございまして、いずれにしても罠にかかったのは麻醉銃を撃って山奥へ連れて行くと。山奥へ連れて行って、そこでカラシを鼻のところへかけて放すということになっておりまして、そういう格好で現在、進んでおりますけれども、当然、そのときには首輪をして放しております。首輪をして放しておりますので、また、それが里へ帰ってくると、2回以上すると、これは駄目だと、そういうことで、かかったら殺傷をして、現在おりますけれども、このほかのものは、すべて山奥へ放しているような状態でございます。

そういう中で、全日本猟友会、また山梨県猟友会等々とも、そのクマの問題等々は大変な苦勞をしながら保護をしておるわけでございます。山梨県におきましても、猟友会のほうで県へ何度となく山奥へ実のなる木を植えてくれと、そういう話も何回かしておりますし、当然、山梨県猟友会でも、山奥へ行って実のなる木を植えたり、また実をいけたりという、そういう格好の中で、現在もしておるわけでございますけれども、なかなか難しい問題でございます。

それにしましても、幸いにも笛吹市には80%の県有林が各町にあるということでございますので、ぜひ、そのへんを踏まえた中で、当然、毎年、先般もやりましたような、植樹祭等々もございますので、どうか山奥へ実のなる木を植えてもらえるようなことを考えていただければ一番ありがたいかと、こんなふうに思っておりますけれども、それにはなかなか難しい問題等もあろうかと思っておりますけれども、もし大変だったら、各町へ補助金を出していただいて、この補助金で実のなる木を山奥へ植えてもらいたいという、そういう指導等々もまた、していただければ、ありがたいと思っておりますけれども、その点について1点、お伺いをしたいと思います。よろしくお聞きします。

○議長（上野稔君）

豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

基本的には生態系の維持ということになるかと思いますが、天然力の活用、こういったものを最重点的に考えてまいりたいと考えております。それを推進することにより、野生動物の生息域の確保、それから生態系の維持に配慮した適切な保全が図れるということで、特に人的なものについては、今現在、適切な計画は立ててございませんが、間伐を行うことにより、天然力活力、これを有効に利用してまいりたいと思っております。

それから、やはりツキノワグマ等々になりますが、これについては人的被害の防止を、まず優先的に考えたいと思っております。住民の安全確保と、それとクマの保護、この両立を図ることが目的になりますが、まず人的確保はもちろんのことですが、これを優先的に考えております。そういったことで、生息域の確保、それから生態系の維持に配慮した環境づくり、保全確保、これに努めてまいりたいと考えております。

○12番議員（龍澤敦君）

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

◆注1（志村追記）

約16万立方メートルという数字は山梨県外からの建築材の入込み量であり、山梨県の1年間の木材の生産量は8万2千立方メートルです。訂正いたします。

参考までに平成19年のデータで、山梨県の素材生産量が8万2千立方メートル、製材出荷量は3万2千立方メートルですが、それにもかかわらず、県内の建築用製材の需要量は約18万立方メートルであり、県外から16万立方メートル以上の建築材が入ってきています。